

3 特別管理産業廃棄物の処理

特別管理産業廃棄物は、排出から処理されるまでの間、他の産業廃棄物とは異なる処理基準が適用され、その取扱いについては、特に注意が必要です。

(1) 特別管理産業廃棄物の種類【令第2条の4】【規第1条の2】

種 類	具 体 例
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類
廃 酸	水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの
廃 アルカリ	水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの
感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設等から発生するもの
特定有害産業廃棄物	廃 PCB・PCB 汚染物等、廃石綿等、有害物質を含むもの

(2) 管理責任者の設置【法第12条の2第8項】

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

なお、管理責任者は、以下の資格を有する者になります。

① 資格【法第12条の2第9項・規第8条の17】

感 染 性 産 業 廃 棄 物 を 生 ず る 事 業 場
1. 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士 2. 2年以上法20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者 3. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者
感 染 性 産 業 廃 棄 物 以 外 の 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 を 生 ず る 事 業 場
1. 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者 2. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。3.において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 3. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 4. 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。5.において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 5. 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

6. 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
7. 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
8. 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
9. 1. から8. までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

② 責 務

特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行しなければなりません。

(例えば、排出状況の把握、処理計画の策定、適正処理の確保など)

(3) 帳簿の整備【法第12条の2第14項・規第8条の18】

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、事業場ごとに帳簿を備え、その特別管理産業廃棄物の処理について廃棄物の種類ごとに、記載しなければなりません。

① 保存期間

1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

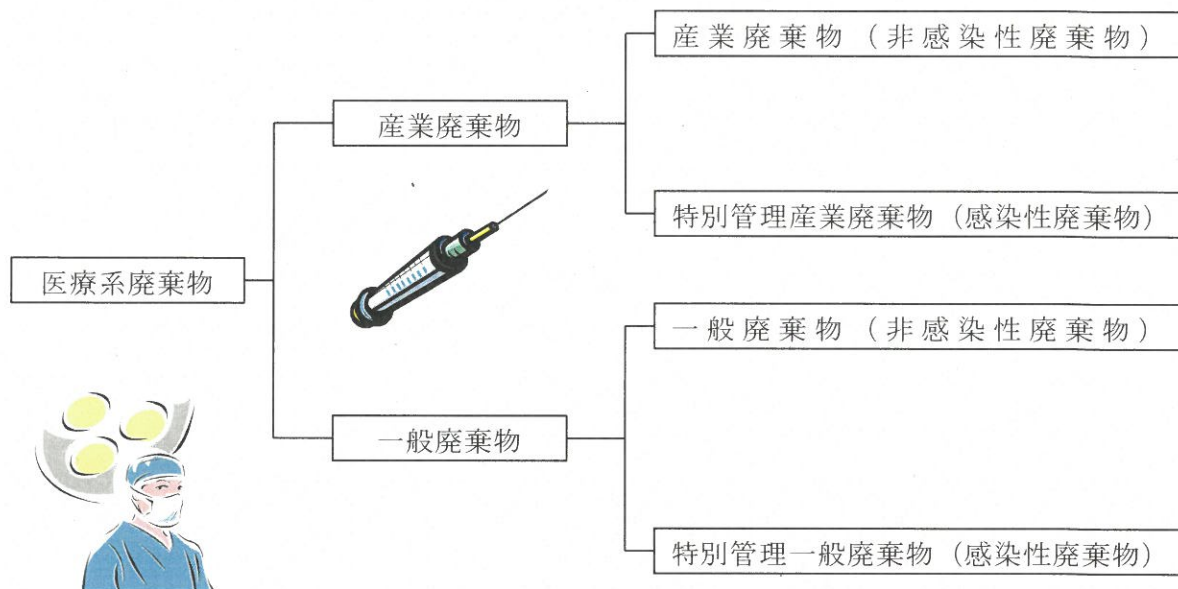
② 記載事項

自己処理の場合	<p>(運 搬)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 <p>(処 分)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処理を委託する場合	<p>(運搬の委託)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託年月日 2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3. 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4. 運搬先ごとの委託量 <p>(処分の委託)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託年月日 2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3. 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4. 受託者ごとの委託の内容及び委託量

(4) 医療機関等から発生する廃棄物

医療関係機関等から排出される廃棄物には、医療行為等に伴って発生する廃棄物（産業廃棄物）と医療行為等以外の事業活動により排出される廃棄物（一般廃棄物）があり、それぞれ、感染性廃棄物と非感染性廃棄物とに区分されます。

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から発生し、人が感染し、又は、感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。



<施設内での感染性廃棄物の処理> 【環境省：感染性廃棄物処理マニュアルより抜粋】

区分	内容
分別	感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出すること。
移動	感染性廃棄物の施設内における移動は、移動の途中で内容物が飛散・流出するおそれのない容器で行うものとし、カート等により移動すること。
保管	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染性廃棄物の保管は極力短期間とすること。 2. 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区別して保管すること。 3. 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項を記載すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">表示の例</p> <p style="text-align: center;">注 意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止 ○ 許可なくして容器等の持出し禁止 ○ 容器等は破損しないよう慎重に取扱うこと ○ 容器等の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください <p style="text-align: right;">管理責任者 ○○○ ○○○</p> <p style="text-align: right;">連絡先TEL ○○○—○○○○</p> </div>

感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉すること。

- (1) 密閉できる容器
- (2) 収納しやすい容器
- (3) 損傷しにくい容器

梱包



感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取扱う際に注意すべき事項を表示すること。

- (1) 関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、容器にはマーク等を付けるものとする。

マークは全国共通のものが望ましいため、「バイオハザードマーク」を推奨する。

- (2) 廃棄物の種類が判別できるように、性状に応じて、次のとおりマークの色を分けることが望ましい。

性状	具体例	マークの色
液状又は泥状のもの	血液等	赤色(あか)
固形状のもの	血液等が付着したガーゼ等	橙色(だいたい)
鋭利なもの	注射針等	黄色(き)

表示

このような色の「バイオハザードマーク」を用いない場合には、『液状又は泥状』、『固形状』、『鋭利なもの』のように、廃棄物の取扱者が取扱う際に注意すべき事項を表示すること。



ペール缶



ケミカルドラム



ダンボール箱



袋

<医療関係機関等から発生する主な廃棄物>

種 類		具 体 例
産 業 廃 棄 物	燃 え 殻	焼却灰
	汚 泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃 アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	金 属 く ず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ゴ ム く ず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	ば い じ ん	大気汚染防止法第 2 条第 2 項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一 般 廃 棄 物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

<特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）>

種 類	具 体 例
血 液 等	血液、血清、血しょう、体液（精液を含む）、血液製剤等
血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
病原微生物に関連した試験検査等に用いられたもの	実験・検査等に使用した試験管、シャーレ等
その他血液等が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもので、上記に該当しないもの	汚染物が付着した廃プラスチック類等

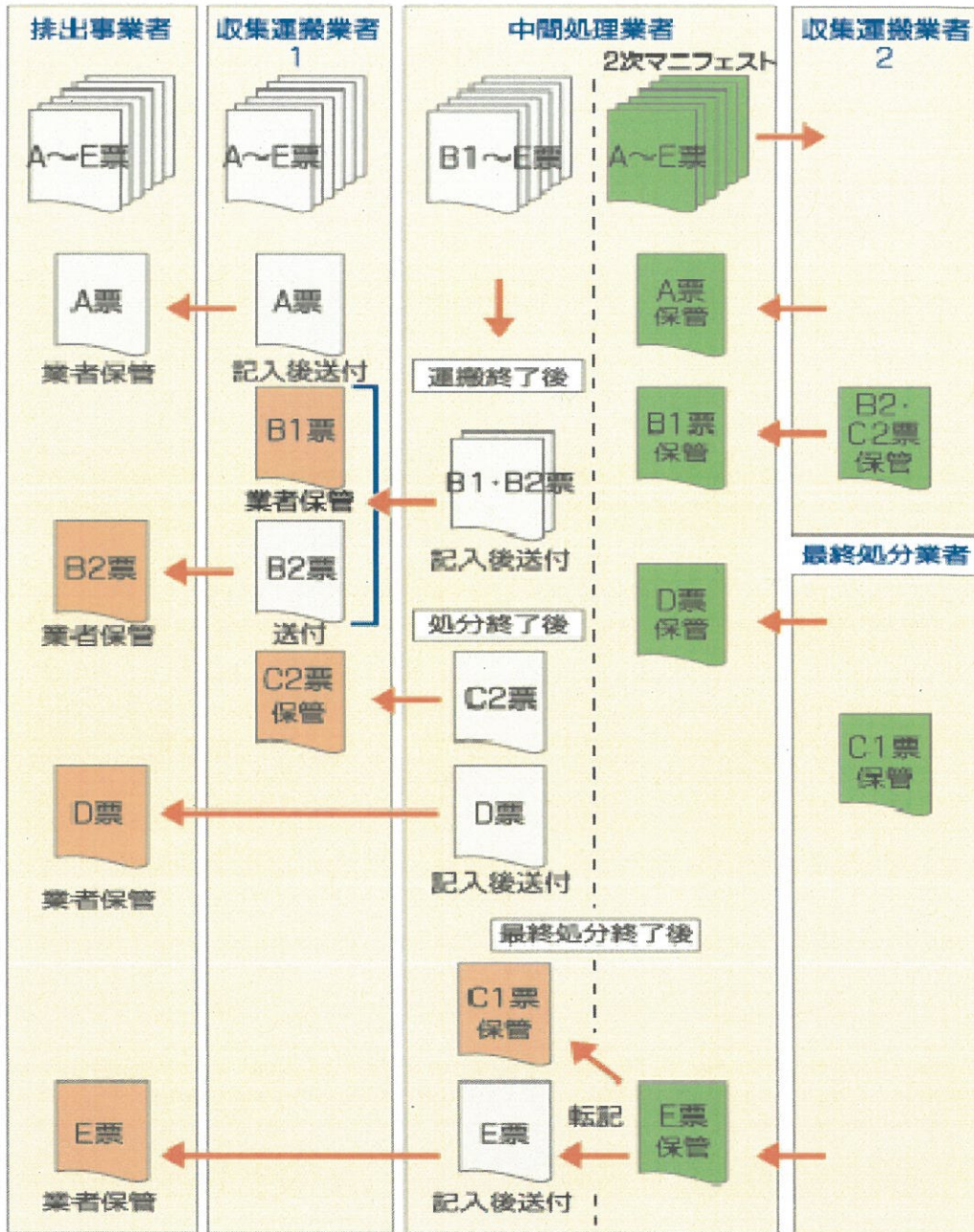
上記の廃棄物に係る収集運搬（15 頁）、積替え保管（15 頁）、中間処理（19～21 頁）、埋立処分（24～27 頁）参照のこと。

4 産業廃棄物管理票（マニフェストシステム）

産業廃棄物の適正処理を推進するため全ての産業廃棄物についてその処理を委託する場合、排出事業者は必ず管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければなりません。

管理票システムには、「紙マニフェスト」又は「電子マニフェスト」を用いる2種類の方法があります。

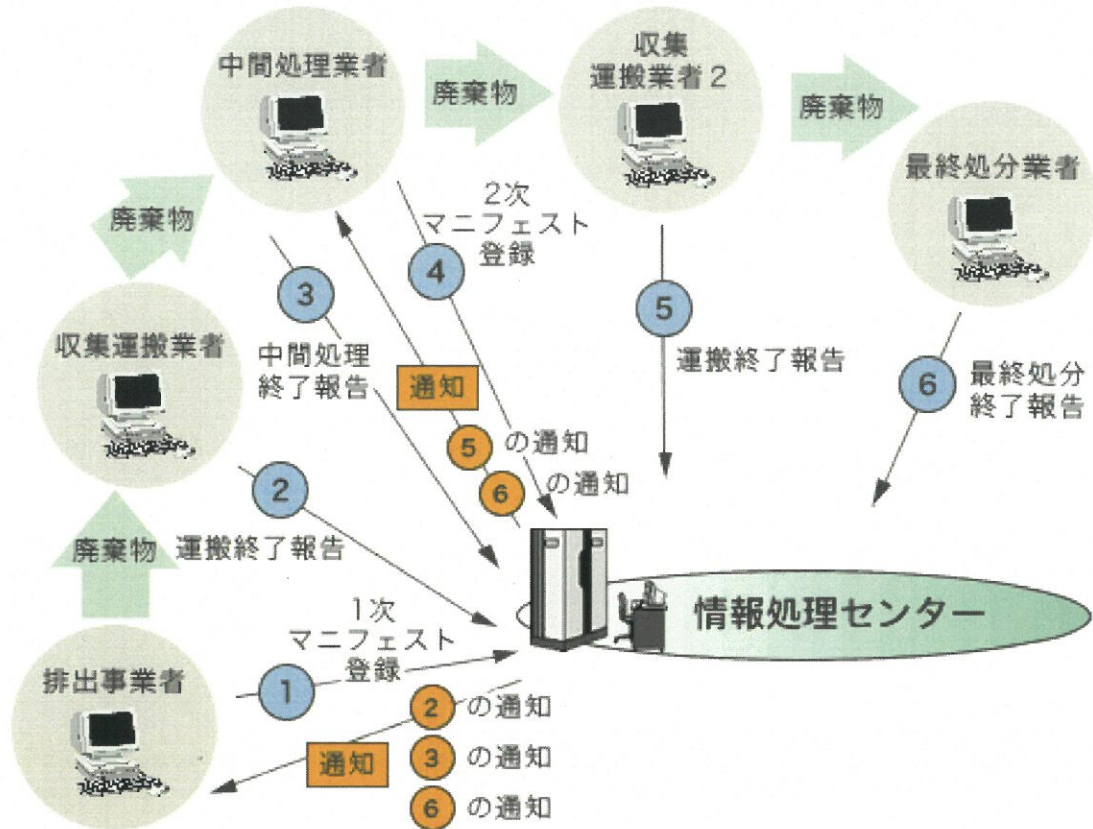
(1) 紙マニフェストの流れ【法第12条の3第1項～第6項】



- A 票：排出事業者の控え（5年間保存）
- B 1 票：収集運搬業者の控え
- B 2 票：収集運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認（5年間保存）
- C 1 票：処分業者の保存用（5年間保存）
- C 2 票：処分業者から収集運搬業者に戻送され、処分終了を確認（5年間保存）
- D 票：処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認（5年間保存）
- E 票：処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認（5年間保存）

- ① 排出事業者（マニフェスト交付者）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付しなければなりません。
- ② 運搬受託者は、当該運搬を終了したときは、運搬を終了した日から10日以内にマニフェスト交付者に当該マニフェストの写しを送付しなければなりません。
この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者にマニフェストを回付してください。
- ③ 処分受託者は、当該処分を終了したときは、処分を終了した日から10日以内に当該処分を委託したマニフェスト交付者に当該マニフェストの写しを送付しなければなりません。
この場合において、当該マニフェストが運搬受託者より回付されたものであるときは、回付をした運搬受託者にも当該マニフェストの写しを送付してください。
- ④ 処分受託者は、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、①により交付されたマニフェスト又は②により回付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、10日以内に当該処分を委託したマニフェスト交付者に当該マニフェストの写しを送付しなければなりません。
- ⑤ 排出事業者（マニフェスト交付者）は、マニフェストの写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該マニフェストの写しにより確認し、送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。【法第12条の3第6項・規第8条の26】
- ⑥ 平成23年4月1日に施行された法改正に伴い、A票を5年間（E票の送付を受けた日から）保存しなければならなくなりました。

(2) 電子 manifests の流れ【法第12条の5第1項～第4項】



▼ 廃棄物引渡し時

1. 一次 manifests 情報登録

< 排出事業者 → 情報処理センター >

排出事業者は、廃棄物を引渡した日から3日以内に産業廃棄物の種類ごと及び行き先（処分事業場等）ごとに manifests 情報を登録

▼ 運搬終了後

2. 運搬終了報告

< 収集運搬業者1 → 情報処理センター >

収集運搬業者1は、運搬が終了した日から3日以内に、情報処理センターへ運搬が終了した旨を報告

▼ 処分終了後

3. 中間処理終了報告

< 中間処理業者（処分受託者） → 情報処理センター >

中間処理業者は、中間処理が終了した日から3日以内に、情報処理センターへ処分が終了した旨を報告

○ 運搬終了報告・中間処理終了報告の通知

< 情報処理センター → 排出事業者 >

情報処理センターは、運搬終了報告又は中間処理終了報告を受けた場合、排出事業者のパソコンに運搬又は中間処理が終了した旨を通知

▼ 中間処理後の廃棄物の引渡し時

4. 二次 manifests 情報登録

< 中間処理業者（処分委託者） → 情報処理センター >

中間処理業者は、廃棄物を引渡した日から3日以内に産業廃棄物の種類ごと及び行き先（処

分事業場) ごとにマニフェスト情報を登録

▼中間処理後の廃棄物の運搬終了後

5. 中間処理後の廃棄物の運搬終了報告

＜収集運搬業者2→情報処理センター＞

収集運搬業者2は、運搬が終了した日から3日以内に、情報処理センターへ運搬が終了した旨を報告

▼最終処分終了後

6. 最終処分終了報告

＜最終処分業者→情報処理センター＞

最終処分業者は、最終処分が終了した日から3日以内に、情報処理センターへ最終処分が終了した旨を報告

○ 運搬終了報告・最終処分終了報告の通知

＜情報処理センター→排出事業者＞

＜情報処理センター→中間処理業者（処分委託者）＞

情報処理センターは、運搬終了報告又は最終処分終了報告を受けた場合、中間処理業者のパソコンに運搬又は最終処分が終了した旨を通知するとともに、排出事業者のパソコンに最終処分が終了した旨を通知

○ 報告期限切れ情報の通知

＜情報処理センター→排出事業者＞

＜情報処理センター→中間処理業者（処分委託者）＞

情報処理センターは、排出事業者のマニフェスト登録日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に運搬・中間処理終了が報告されない場合、又は180日以内に最終処分が報告されない場合、その旨を排出事業者のパソコンに通知

○ マニフェスト情報の保存

＜情報処理センター＞

情報処理センターは、マニフェスト情報を、登録又は報告を受けた日から5年間保存

○ 都道府県・政令市への報告

＜情報処理センター＞

都道府県知事等より電子マニフェスト情報に関する報告を求められた場合、その情報を当該都道府県知事等に報告（法第18条第1項に関する報告）

※ 電子マニフェストに関する問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒110-0005

東京都台東区上野3-24-6 上野フロンティアタワー13階

電話：(03) 5807-5911

FAX：(03) 5807-5912

電子マニフェストサポートセンター

電話：0800-800-9023

ホームページ：<https://www.jwnet.or.jp>

注) 紙マニフェストと電子マニフェストが混在し使用される場合もあります。

(3) 管理票等の記録・保管等

① <保存期間>

紙マニフェストを利用する排出事業者(管理票交付者)、当該運搬受託者又は処分受託者は、管理票(A票、B2票、D票、E票)を5年間保存しなければなりません。

※ 電子マニフェストの場合は、情報処理センターが保存します。

② <交付者が講ずべき措置>

管理票交付者(電子情報処理組織使用事業者)は、次に掲げる事項が発生した場合、速やかに当該委託に係る運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、管理票送付期間が経過した日から30日以内に、報告書を市長(知事)に提出しなければなりません。

ア. 管理票交付の日から運搬受託者又は処分受託者より管理票の写しの送付を90日以内(特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日以内)に受けないとき。

イ. 管理票交付の日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を180日以内に受けないとき。

ウ. 必要事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき。

③ <交付者の報告>

管理票交付者は、前年4月1日から3月31日までの管理票の交付等の状況に関する報告書を作成し、毎年6月30日までに市長(知事)に提出しなければなりません。

④ <虚偽の交付禁止>

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業者は、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付することは禁止されています。(罰則については113頁参照)

⑤ <帳簿記載>

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業者は、管理票に係る手続の適正な実施を確保するため、帳簿に記載(58頁参照)しなければなりません。

○ 管理票等の記録・保管等に係る法令等

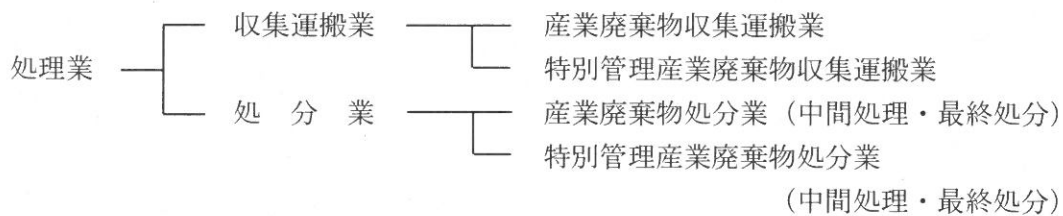
【紙マニフェスト】	法第12条の3	—	規第8条の19~8条の30
【電子マニフェスト】	法第12条の5	—	規第8条の31~8条の38
【虚偽の管理票交付禁止】	法第12条の4		
【処理業者の帳簿記載】	法第14条 第17項	┌	法第7条第15項
	法第14条の4 第18項		規第10条の8
		└	法第7条第15項
			規第10条の21

5 産業廃棄物の処理業

産業廃棄物の処理を排出業者から委託を受けて、収集運搬または処分を行う場合は、処理業の許可が必要となります。

また、許可は5年ごと（事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者は7年ごと（39頁参照））に更新を受けなければ効力を失います。ただし、更新期限日までに更新申請の受付を完了した場合には、その更新許可の審査決定まで、引き続き以前の許可が有効となり、その間、業を継続することができます。

(1) 許可の種類



(2) 収集運搬業

収集運搬を業として行う場合、産業廃棄物の積み降ろしを行う区域の都道府県知事の許可が必要です。

ただし、都道府県内の一の政令市の管轄区域内のみにおいて産業廃棄物の積み降ろしを行おうとする場合、及び政令市の管轄区域内において積替え保管を行おうとする場合には、市長の許可が必要となります。

（例） 鹿児島市で発生した廃棄物を鹿児島市外の処理施設へ運搬する場合は、県知事の許可が必要となります。

鹿児島市で発生した廃棄物を鹿児島市の処理施設へ運搬する場合は、鹿児島市長または県知事の許可のどちらかが必要となります。

(3) 処分業（中間処理・最終処分）

産業廃棄物の処分（中間処理・最終処分）を行おうとする区域の知事・政令で定める市長の許可が必要です。

（施設の設置については、別途許可及び市の指導要綱による事前協議が必要となります。42頁参照）

〈処分業の種類〉

① 中間処理

破碎、脱水、乾燥、中和、油水分離、固化、分解、焼却 など

② 最終処分

埋め立て

※(注) 許可（更新）申請から許可証交付までには、約1～2ヶ月の期間を要しますので、申請はできるだけ早め（約2ヶ月前）に行ってください。

(4) 優良産業廃処理業者認定制度

① 認定制度の基本的な考え方

優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することが必要とされています。

このため、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期限を7年とする等の特例を付与することとされました。

② 認定制度の仕組み

この認定制度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）」第14条等に基づく産業廃棄物処理業の許可制度を活用して下記の取組が行われる仕組みとなっています。

ア. 申請者が優良基準に適合している場合、優良認定等を行い、優良な産業廃棄物処理業者等である旨を記載した許可証を交付し、許可の有効期限が7年となります。

イ. 優良基準に適合していることが確認された業者については、更新許可等の際に提出する申請書類の一部を省略させることができます。

※ 以下、省略できる書類

【産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者】 【規9条の2第6項】

- ① 事業計画の概要を記載した書類
- ② 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ③ 定款又は寄付行為

【産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者】 【規10条の4第5項】

- ① 事業計画の概要を記載した書類
- ② 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- ③ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ④ 定款又は寄付行為

※ ただし、鹿児島市においては、上記の省略できる書類について各申請ごとに異なります。

③ 認定基準の基本的な考え方

ア. 遵法性にかかる基準・・・・・・・・・・従前の産業廃棄物の許可の有効期限（優良確認の場合は優良確認の申請日前5年間）において、許可の取消しには至らない改善命令、措置命令、事業停止命令等の不利益処分を受けていないこと。

イ. 事業の透明性に係る基準・・・・・・・・・・法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

- ウ. 環境配慮の取組に係る基準・・・ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。
- エ. 電子マニフェストに係る基準・・・情報処理センターに電子マニフェストに係る利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能であること。
- オ. 財務体質の健全性に係る基準・・・自己資本比率に係る基準、経常利益金額等に係る基準、税及び保険料の納付に係る基準、維持管理積立金の積み立てに係る基準にそれぞれ適合していること。